

広島県の集落法人の定義

広島県農林水産局
(就農支援課)

1 理由

広島県では、地域の農地を担う経営体として、農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人」を集落法人と位置づけて推進してきたが、平成 24 年度から、人・農地プランにおいても、地域の中心となる経営体の位置づけが行われることとなったため、集落法人の定義を変更する。

2 現在の定義

農業経営の基盤となる農地の確保において、集落又は一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で、農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人（過去に該当したものを含む。）」であること。

3 変更後の定義

農業経営の基盤となる農地の確保において、集落又は一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で、農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人（過去に該当したものを含む。）」又は人・農地プランにより「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人であること。

4 運用について

人・農地プランにより集落法人と位置づける場合には、次のすべての要件を満たすこととする。

(1) 経営体について

ア 人・農地プランで地域の中心となる経営体に位置づけられ、概ね 10 ha 以上の経営面積を有する（年度内に有する見込である）こと。ただし、経営面積のうち、農用地に係る所有権又は利用権設定が 5ha 以上であること。

イ 認定農業者（年度内に認定農業者となる見込）であること。

(2) 人・農地プランについて

ア ひとつの人・農地プランに 5ha 以上の経営農地が含まれていること。ただし、人・農地プランに含まれる農地が 5ha 未満であっても、その人・農地プランの範囲内の農地の過半を集積していれば、要件を満たすこととする。

イ 人・農地プランの「3. 今後の地域農業のあり方」に、「〇〇地域の農地は将来、中心経営体への面的集積を図ることとする。□□法人は地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。」と記入すること。